

可児市成年後見制度利用促進基本計画

令和元（2019）年度～令和5（2023）年度

～誰もが住み慣れた場所で安気に暮らせるまち可児～

令和2年1月

可児市

はじめに

高齢化の進展、核家族化、地域コミュニティの希薄化など、高齢者を取り巻く社会状況が大きく変化する中、可児市では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「可児市地域包括ケアシステム（Kケアシステム）」の構築に取り組んでいます。

また、障がい者の重度化、本人や家族の高齢化や「親亡き後」を見据えて障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域の複数の事業者で機能を分担して面的な支援を行う地域生活支援拠点等の整備を推進しています。



こうした高齢者施策、障がい者施策の取り組みとともに、様々な生活場面で意思決定ができない人やその人を支援する人が、地域の中で安心して、自分らしく暮らすために、成年後見制度の必要性はますます高まっています。

このたび、可児市では国の成年後見制度利用促進計画を踏まえ、可児市の現状や課題に即して、「可児市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本計画は、「利用者がメリットを実感できる制度運用」「権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり」「制度の理解促進と適正な運用」の3つの基本方針を柱に、制度利用に向けた相談対応の充実や地域連携ネットワークの構築、支援者への広報・啓発など、市における成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進するものです。

この計画に基づき、成年後見制度を必要とする人やその支援者が気軽に市の窓口で相談していただける環境を整備するとともに、そうした人たちに寄り添いながら積極的な支援を行うことにより、「誰もが住み慣れた場所で安気に暮らせるまち可児」の実現に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見や情報提供をいただきました可児市高齢者施策等運営協議会の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年1月

可児市長 富田 成輝

目次

第1章 計画策定の基本事項について	1
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
第2章 可児市における現状と課題	7
1 可児市における人口構成	8
2 高齢者の現状と課題	9
3 障がい者の現状と課題	11
4 可児市を取り巻く成年後見制度に関する取り組みの現状と課題	13
第3章 計画の考え方	15
1 基本理念	16
2 基本方針	16
3 施策の体系	17
第4章 施策内容	18
基本方針1 利用者がメリットを実感できる制度運用	19
基本方針2 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり	23
基本方針3 制度の理解促進と適正な運用	24
第5章 計画の推進体制	25
1 計画の推進体制	26
2 計画の取り組み状況の把握	26
参考資料	27
1 成年後見制度の利用の促進に関する法律	28
2 成年後見制度利用促進基本計画	32
3 可児市成年後見制度利用支援事業実施要綱	36
4 社会福祉法人可児市社会福祉協議会法人後見事業実施要綱	39

第1章 計画策定の基本事項について

1 計画の趣旨

(1) 成年後見制度の利用促進の背景

日本の社会保障サービスは基本的には申請主義と契約を前提とするため、社会保障サービス等を使うための意思決定能力が不十分な人に対して、権利擁護の視点から意思決定支援を制度化したものが「成年後見人制度」です。

しかし、平成 12 年 4 月に施行されたこの制度の利用は全国的に非常に低調です。この理由としては、資産の多い人の私的な問題と捉えられがちであったこと、権利擁護が必要な人（認知症高齢者、生活困窮者、障がい者等）にとって使い勝手が悪い（手続きが煩雑である）こと、後見人が個々で対応しており非効率的であること等が挙げられます。

そのため、国は「成年後見の利用の促進に関する法律」（平成 28 年 5 月施行）を制定するとともに、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月）を閣議決定しました。その計画の中で、市町村における制度利用の促進に関する施策について、基本計画の策定や地域連携ネットワークづくり等が規定され、制度利用を阻害してきた要因を解消するため、「後見人をチームで支える仕組みづくり」が求められることになりました。

また、成年後見制度を活用し、障がい者や認知症高齢者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を支えること（いわゆる身上監護）が求められています。

(2) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上的障がいなどにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人たちについて、その判断能力を補い、その人たちの財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

【法定後見制度】

すでに判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が支援する制度です。判断能力に応じて以下の3つの類型があります。

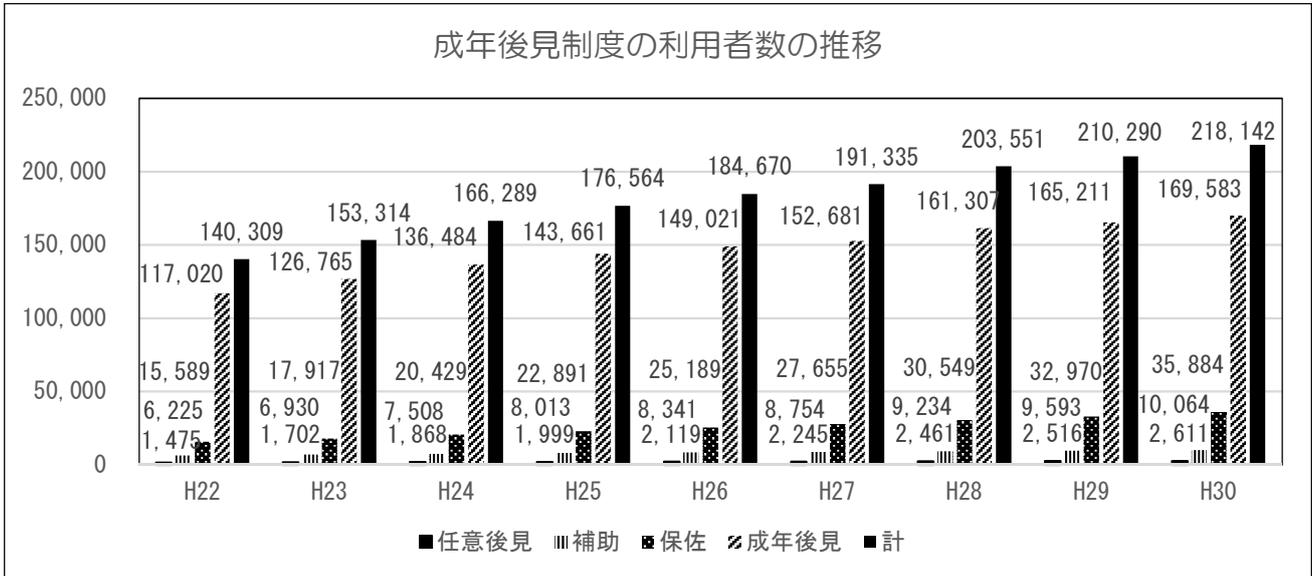
類型	対象	成年後見人等が同意・取り消すことができる行為	成年後見人等が代理できる行為
後見	判断能力が全くない人	原則としてすべての法律行為	原則としてすべての法律行為
保佐	判断能力が著しく不十分な人	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為
補助	判断能力が不十分な人	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

【任意後見制度】

将来判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書により任意後見人を決め、支援して欲しいことをあらかじめ決めておく制度です。

(3) 全国の概況【現状】

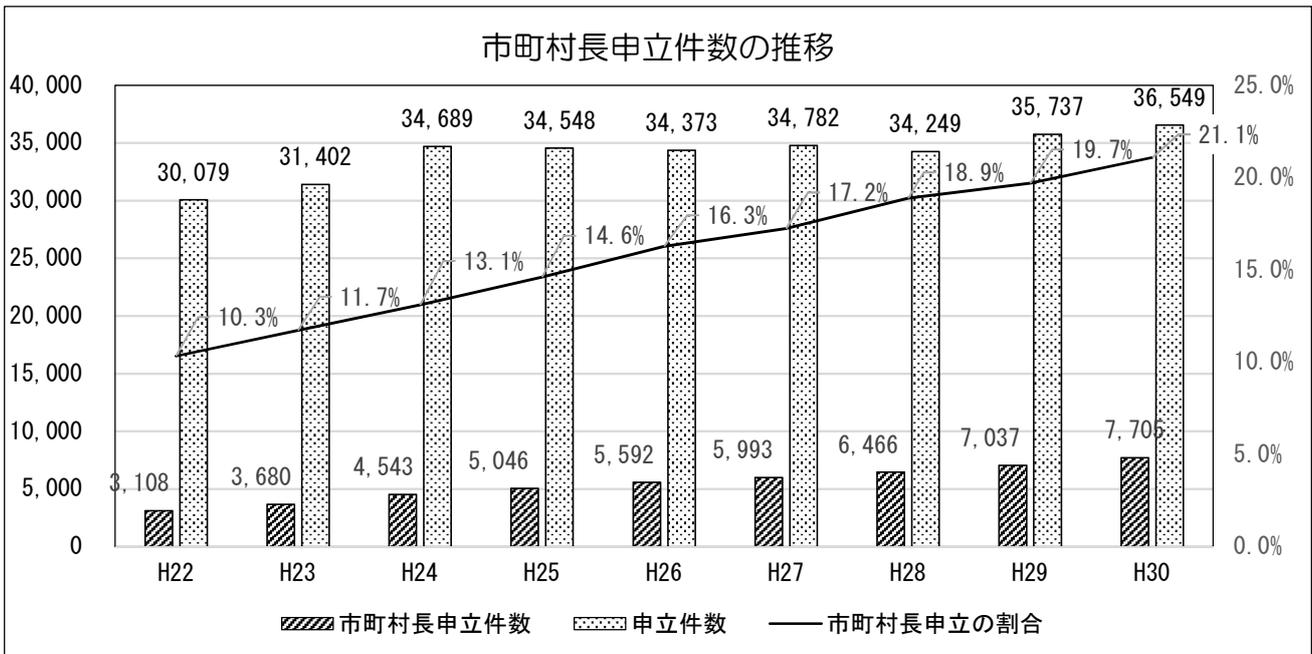
成年後見制度利用者は、統計を取り始めた平成 22 年は 14 万人でしたが、平成 29 年には 1.5 倍の 21 万人まで増加しています。平均すると年 1 万人増加しています。



最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（2010～2018年）」に基づき作成

後見等開始の申立件数は、制度発足以来年々増え続け、平成 24 年には約 3 万 5 千件まで増加しています。その後、申立件数は 3 万 5 千件程度で横ばい状態となっています。

市町村長申立件数は、平成 12 年の制度創設時に 23 件（0.3%）、10 年後の平成 22 年で 3,108 件（10%）でしたが、平成 30 年には、7,700 件以上（21%）にまで増加しています。



最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（2010～2018年）」に基づき作成

後見人等と本人との関係については、親族が平成 12 年の制度創設時に 91%でしたが、平成 30 年には 23%にまで減少しています。その背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者の増加や親族後見による不正が多い（※）ことが挙げられます。

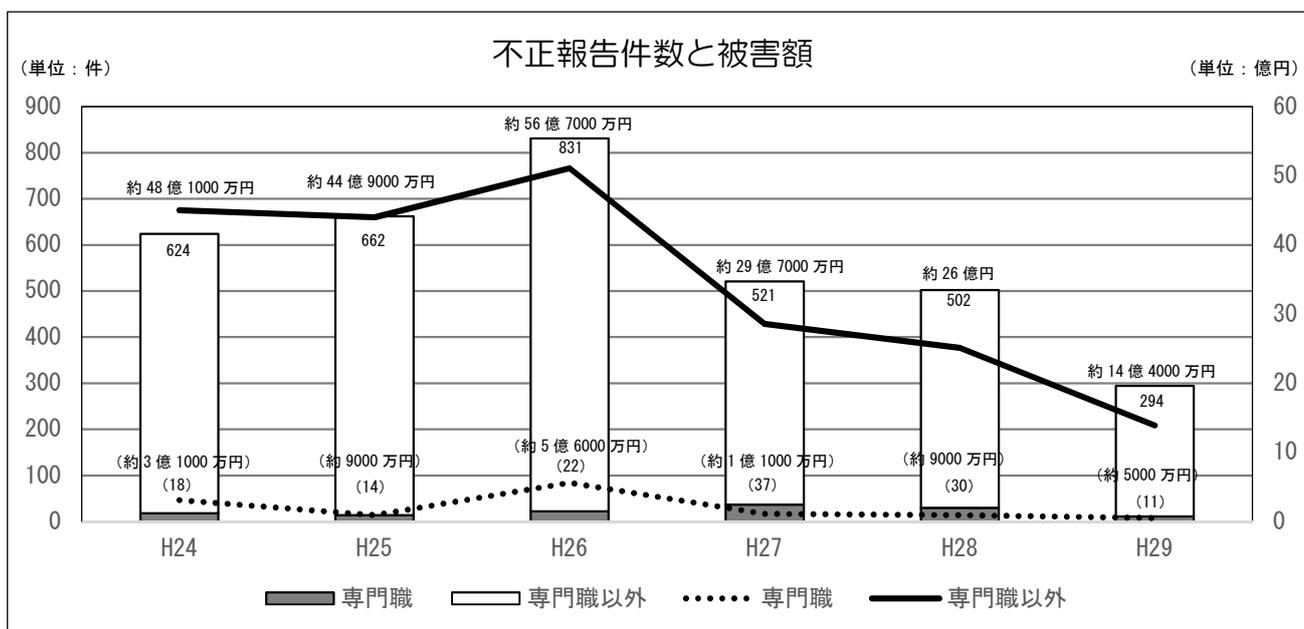
一方、専門職（弁護士や司法書士等）が選任された割合は、平成 12 年の制度創設時に 3%でしたが、平成 30 年には 71%にまで増加しています。市民後見人等については、平成 12 年の制度創設時に 0%でしたが、平成 30 年には約 6%まで増加しています。

※平成 24 年から平成 29 年における被害額（220 億円、年平均 36 億 6 千万円）の 95%（年平均 34 億 6 千万円）が親族後見人による不正

成年後見人等と本人の関係別件数

関係	件数	割合	関係	件数	割合
配偶者	714	2.0%	社会福祉協議会	1,233	3.4%
親	643	1.8%	税理士	62	0.2%
子	4,379	12.1%	行政書士	942	2.6%
兄弟姉妹	1,291	3.6%	精神保健福祉士	33	0.1%
その他親族	1,401	3.9%	市民後見人	320	0.9%
弁護士	8,151	22.5%	その他法人	1,567	4.3%
司法書士	10,512	29.0%	その他個人	215	0.6%
社会福祉士	4,835	13.3%	計	36,298	100.0%

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（2018年）」に基づき作成



厚生労働省の「成年後見制度の現状（平成30年5月）」に基づき作成

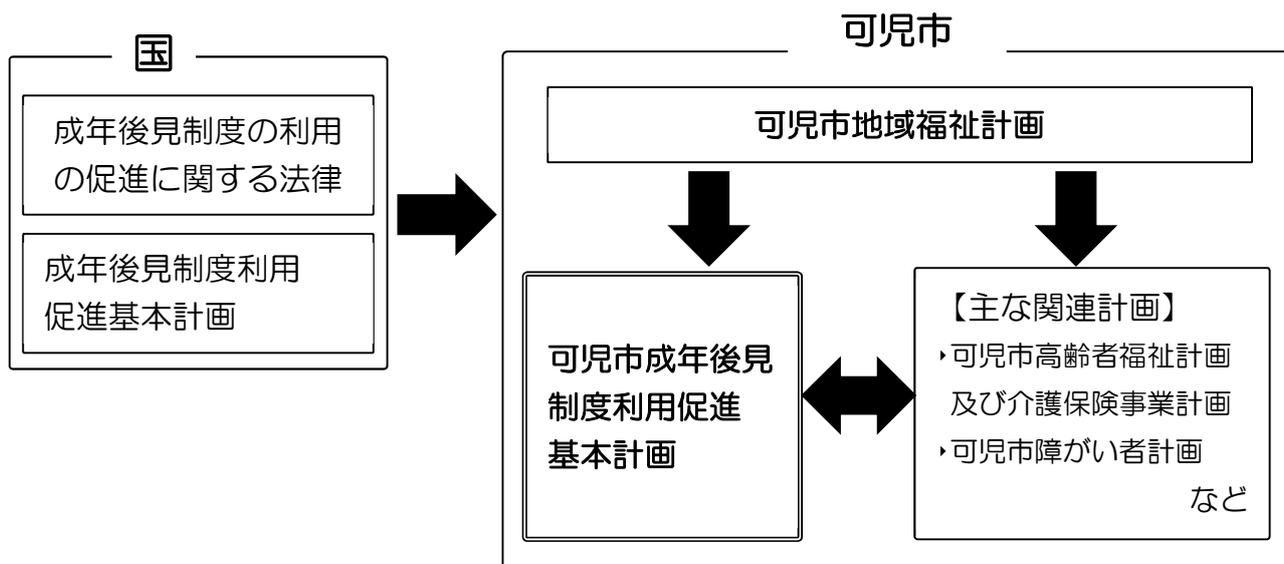
※数値の上段が被害額、下段が件数です。括弧内の数値は、専門職の内数です。

2 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、市における成年後見制度利用促進に係る基本的な方向性や具体的な事業・取り組みを示すものです。

なお、計画の推進にあたっては、可児市地域福祉計画や可児市障がい者計画等との整合・連携を図ります。

計画の位置付け



成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

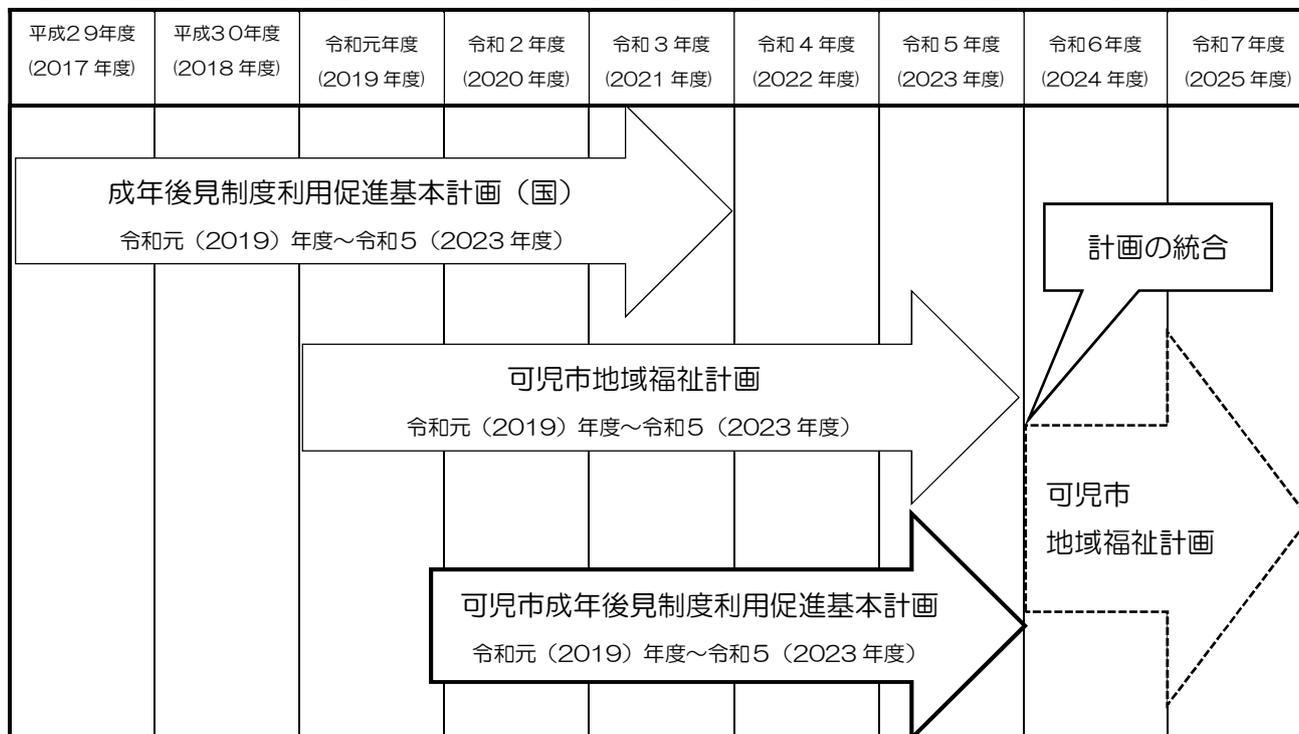
（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 計画の期間

国の成年後見制度利用促進基本計画の工程表が令和3年度まで示されていますが、市においては、可児市地域福祉計画との統合を見据えて、令和5年度(2023年度)までを計画の期間として定めます。

なお、国等の動向を踏まえ、令和5年度以前に本計画を見直す可能性もあります。



4 計画の策定体制

市においては、高齢者に関する各種事業の円滑かつ効率的な施策等を総合的に協議する可児市高齢者施策等運営協議会において、保健、医療及び福祉関係の団体並びに施設等の代表、市民団体の代表、知識経験者に素案を提示し、協議しました。

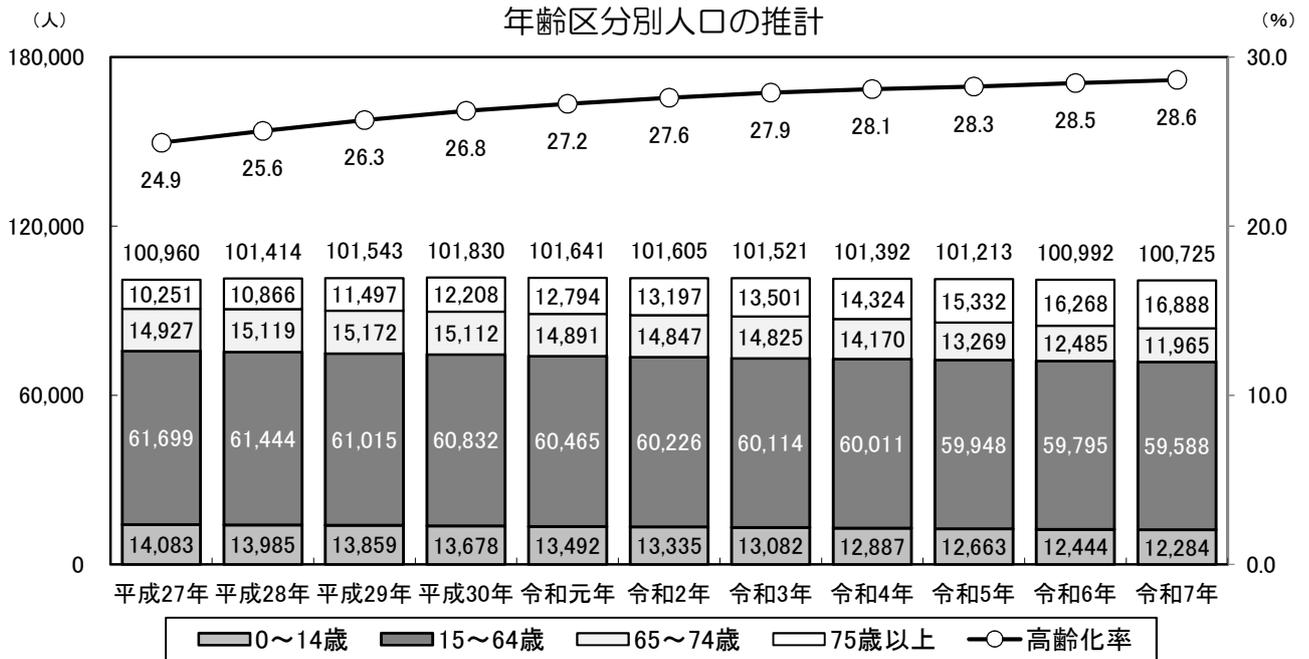
今後の改定にあたっては、可児市地域福祉計画と統合するため、可児市地域福祉計画策定委員会等で協議をしていく予定です。

第2章 可児市における現状と課題

1 可児市における人口構成

(1) 可児市の年代別人口構成と高齢化の状況について

本市の年代別人口構成と高齢化の状況と推計は下図のとおりです。人口は全国的な傾向と同様に、総人口の減少と高齢化の進行が見込まれ、平成30年の総人口は101,830人、65歳以上の人口は27,320人、高齢化率は26.8%ですが、令和2年(2020年)の総人口101,605人に対して高齢化率は27.6%、令和7年(2025年)の総人口100,725人に対して高齢化率は28.6%となることが見込まれています。

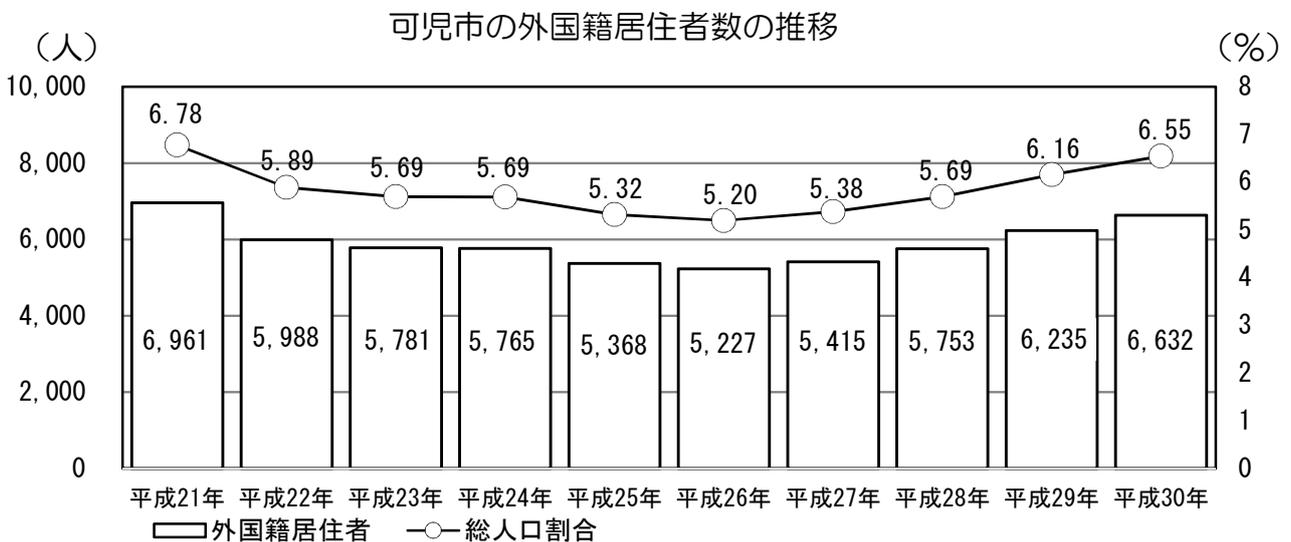


第7期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画から転載（和暦等一部修正）

※平成30年まで実数、令和元年からは推計値

(2) 可児市の外国籍居住者数とその割合について

本市には県下最大規模の可児工業団地や、市内及び周辺地域に大手企業関連の製造業が多数あり、外国籍労働者の受け入れが活発なこと等から、総人口に占める外国籍居住者の割合が高い状況であり、近年は増加傾向にあります。また、本市では永住者・定住者が約9割を占め、その多くが家族で定住していることが特徴となっています。



可児市の統計(各年4月1日現在)より

2 高齢者の現状と課題

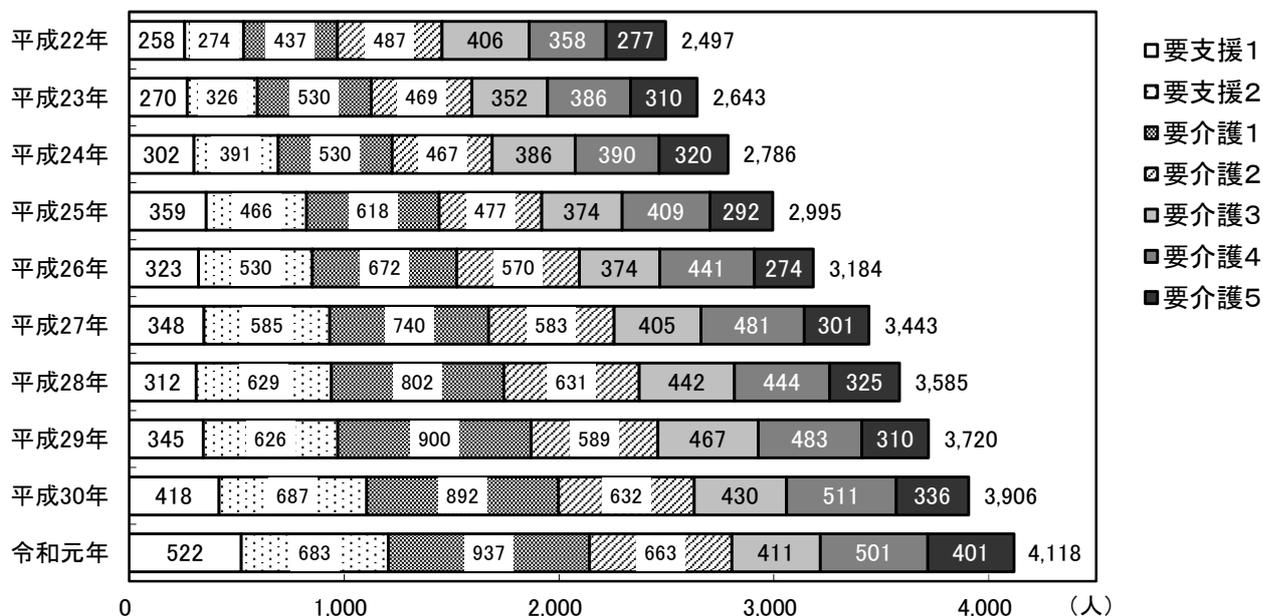
(1) 高齢者人口と高齢化率

本市の高齢者の状況は、平成31年4月時点で、65歳以上の人口が27,593人、高齢化率も27.0%となっています。高齢者人口は、75歳以上の後期高齢者が令和7年まで増加しながら推移することが見込まれます。また、令和4年以降、後期高齢者数が65～74歳の前期高齢者数を上回り、医療や介護のリスクを抱えやすい後期高齢者の増加等に伴う課題がさらに顕在化することを見据える必要があります。

(2) 要支援・要介護認定者について

65歳以上の要支援・要介護認定者数は、平成31年3月時点で4,118人となっており、平成27年（第6期計画期間初年度）から675人増加しています。また、平成24年以降、要支援1、2、要介護1の軽度の認定者が増加し続けています。

要支援・要介護認定者数



第7期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画から転載（和暦等一部修正）

(3) 高齢独居世帯の推計

高齢者の増加に伴い、高齢独居世帯の増加が見込まれます。

区分	平成22年	平成27年	平成30年	令和元年	令和2年	令和7年
高齢独居世帯	1,820	2,882	3,183	3,259	3,323	3,551

※平成27年までは国勢調査数値。

※推計値は、平成27年までの単身世帯発生率を高齡者推計数にかけて算出。

※平成27年の国勢調査結果の全世帯数（37,171世帯）における高齢独居世帯の割合は7.8%

※可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）の補足事項から転載（和暦等一部修正）

(4) 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者は、高齢者の増加に伴い増えていく推計となっています。

区 分	平成 27 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 7 年
認知症高齢者数 (人)	3,953	4,523	4,679	4,824	5,482

※第7期岐阜県高齢者安心計画の認知症高齢者推計を参照し可児市の推計値を算出。

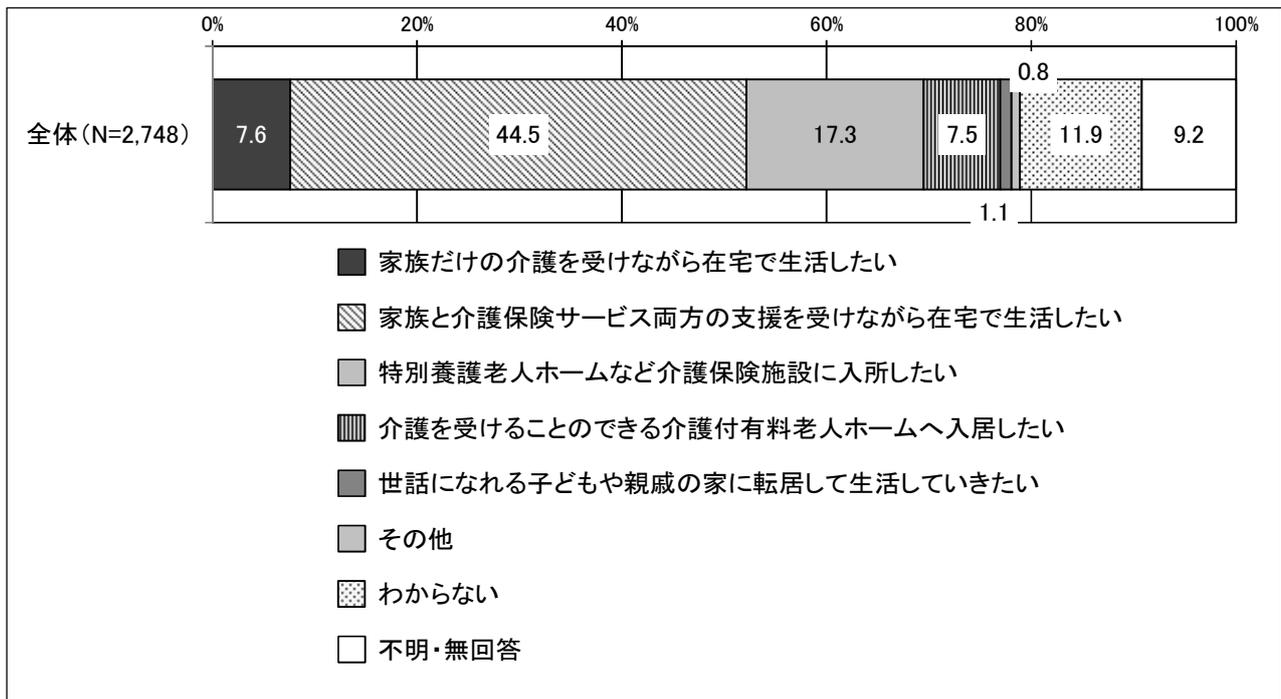
※可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）の補足事項から転載（和暦等一部修正）

(5) 今後の課題

今後、本市では後期高齢者の増加が予測され、それに伴い、要介護認定者、独居高齢者、認知症高齢者の増加に備える必要があります。また、平成 28 年度のアンケート調査結果では住み慣れた在宅での生活を希望する高齢者が 52.1%と多くなっています。

一方、日常生活圏域ごとの高齢者を取り巻く状況や支援のための体制は異なっており、圏域に応じた地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

■介護が必要になった場合、その後の生活をどのように考えているか

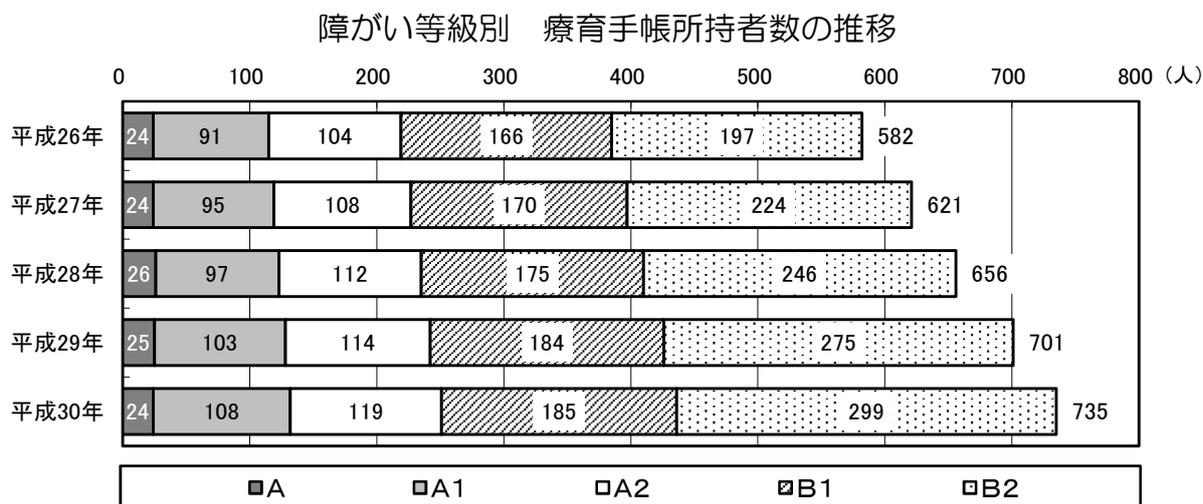


※可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）から転載

3 障がい者の現状と課題

(1) 療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、平成26（2014）年から平成30（2018）年まで5年間で約1.3倍となっています。特にB2判定の軽度者は5年間で約1.5倍と、高い増加率となっています。増加の原因は、以前に比べ知的障がいに対する認知度や早期療育を希望する保護者が増えていることが考えられます。

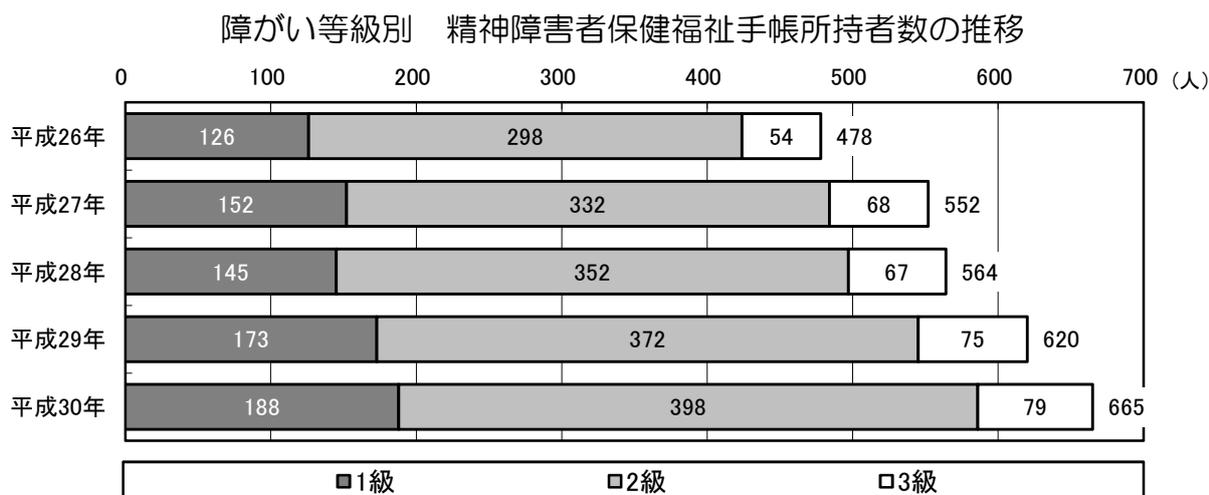


資料：市福祉支援課（各年3月31日現在）

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成26（2014）年から平成30（2018）年までの5年間で約1.4倍となり、大きく増加しています。

増加の原因は、うつ病や認知症などの患者が増加していることが考えられます。



資料：市福祉支援課（各年3月31日現在）

(3) 今後の課題

障がい者の重度化、本人や家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域の複数の事業者で機能を分担して面的な支援を行う体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図る必要があります。

特に、障がい者の場合は、障がい特性を踏まえた長期にわたる意思決定支援、身上監護、見守りが必要であり、本人にふさわしい支援のあり方を継続的に考えていく必要があります。

4 可児市を取り巻く成年後見制度に関する取り組みの現状と課題

(1) 本市の成年後見利用者数

法定後見				任意後見
合計	うち後見	うち保佐	うち補助	
58	45	8	5	0

平成 31 年 1 月 31 日現在【岐阜家庭裁判所提供情報】

(2) 本市の成年後見制度に関する相談対応

現在、本市では成年後見制度の一般的な相談については、家庭裁判所を紹介しています。また、成年後見制度の具体的な相談については、高齢福祉課や地域包括支援センター、福祉支援課で支援内容を精査し対応しています。親族申立て等の助言を行う場合もあります。

緊急性が高い場合や親族調査の結果 2 親等内親族がいない場合、親族がいても支援しない場合には、可児市成年後見審判申立審査会（※）にて市長申立の可否を審査しています。支援が必要な場合は、市長申立を行います。

※P.37～39「可児市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を参照（第 13 条・第 14 条）

地域包括支援センター（6箇所）における権利擁護の相談件数の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	計
件数	112	65	71	159	49	456

(3) 本市における市長申立ての推移

年度	H28	H29	H30	計
件数	2	1	0	3

(4) 本市を取り巻く成年後見人等の状況

①可児市社会福祉協議会の成年後見の状況

可児市社会福祉協議会では、平成 26 年度から法人後見事業を開始しており、可児市生活サポートセンターを兼務している支援係が担当しています。

平成 29 年度から、市長申立以外の申立についても受任できるよう要綱を改正し、受任範囲の拡大を図っています。

年度	H28	H29	H30	計
受任件数	2	2	0	4
（うち市長申立）	（2）	（1）		（3）
死亡等	1	1	0	2
現在の受任件数	1	2	2	2

②可茂成年後見センターの成年後見の状況

一般社団法人可茂成年後見センターは、20 件以上受任経験のある行政書士を中心とし

て、令和元年7月に法人化した団体です。法定後見の受任をはじめ、相談・申立支援、周知・啓発、市民後見人の育成支援を行うこととしています。

③専門職の受任状況

美濃加茂市が平成30年度に可茂管内で司法関係機関に対するニーズ調査を実施しました。可児市内の弁護士、司法書士、行政書士24人に配布し7人から回答(29.2%)があり、可児市で受任している司法関係者は、1件が1人、2件が1人、12件が1人でした。また、司法関係者に今後受任できる件数を聞いたところ、以下の表のとおり限界に近いことが浮き彫りになりました。

管内の司法関係者の受任する限界件数

	2件	3件	5件	8件	10件	無回答	計
限界受任件数	2	2	4	1	4	6	
のべ受任可能件数	4	6	20	8	40	—	78

(4) 本市における成年後見ニーズ【推計】

成年後見のニーズの推計については、以下の表のとおりです。

本市の成年後見制度利用のニーズと市長申立て【推計】

人口	後見推定ニーズ	市町村長申立件数
約10万人	約1000件 総人口の1% ※1	約200件 総人口の0.2% ※2

※1 成年後見制度利用促進専門会議委員長代理、中央大学教授、日本成年後見法学会新井誠氏による利用率

※2 平成29年の成年後見関係事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)における申立件数に占める市長申立の割合

(5) 成年後見制度に関する取り組みの課題

本市の人口規模からすると成年後見制度の利用者は1,000人程度が見込まれますが、実際の利用者は58人と6%にも満たない状況です。

大きな課題のひとつは、判断能力がないまたは不十分な人の権利が十分に守られているか、成年後見制度の利用を含め検討できていないことです。今後ケースの把握も含めて、成年後見制度の利用のみならず、判断能力がないまたは不十分な人の日常生活を支援していく必要があります。

もう一つの大きな課題は後見人候補者の不足です。成年後見制度を利用したくても、適切な後見人候補者が多くないことです。市長申立の推定ニーズだけでも200件を想定しており、司法関係者の今後の受任限界数は78件と乖離しています。

可児市社会福祉協議会には、地域福祉の担い手として法人後見の受任増が期待されています。

第3章 計画の考え方

1 基本理念

～誰もが住み慣れた場所で

あんき
安気に暮らせるまち可児～

2 基本方針

基本理念の実現を目指すため、以下の方針を定め成年後見制度の利用促進施策を推進します。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度運用

- 利用者に寄り添った運用として、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできる限り丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援・身上監護の側面も重視します。
- 特に障がい者は、長期にわたる意思決定支援、身上監護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障がいの医学モデルから社会モデルへの転換、合理的配慮の必要性等を重視し、社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要があります。
後見人が、障がい者の人生の伴走者として、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援できるよう助言等を行います。
- これらを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合には、本人の生活状況等を勘案し、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするため、中核機関（※）において受任者調整を行っていきます。

(2) 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり

- 成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるようにするため、国が進めている中核機関をすみやかに設置します。
- 今後の成年後見制度の利用促進の取り組みも踏まえた需要に対応していくため、法人後見の担い手を育成するとともに、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るなどにより、成年後見等の担い手を確保するよう努めます。

(3) 制度の理解促進と適正な運用

- 地域連携ネットワーク（※）におけるチームでの対応等が成年後見制度における不正防止につながるため、不正の未然防止や早期発見への対応に留意します。

※中核機関、地域連携ネットワークについては、P.21～22 で解説しています。

3 施策の体系

基本方針	基本施策	施策	
Ⅰ 利用者がメリットを実感できる制度運用	1 制度利用のしやすさの向上	①制度利用に向けた相談対応の充実	重点
		②ケースの把握	重点
		③申立者の負担軽減	
		④市長申立手続きの円滑化	
		⑤適切な後見人等候補者の推薦	
	2 利用者の意思決定支援や身上監護の側面を重視した運用	①利用者に対する相談体制の充実	重点
		②後見人等報酬助成事業の円滑な運用	
		③後見人等への支援の充実	
	Ⅱ 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり	1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	①地域連携ネットワークの構築
②中核機関の運営			重点
③権利擁護支援の「チーム」による対応			
2 成年後見等の担い手の確保		①社会福祉協議会による法人後見事業の促進	重点
		②社会貢献型後見人（市民後見人）等の育成等	重点
		③親族後見人等への支援	
Ⅲ 制度の理解促進と適正な運用	1 制度の広報・啓発	①支援者への広報・啓発（地域連携ネットワーク等を活用）	重点
		②市民への広報	
	2 制度の適正な運用の促進	①後見人等への支援	

第4章 施策内容

基本方針1 利用者がメリットを実感できる制度運用

基本施策1 制度利用のしやすさの向上

成年後見制度はこれまで、資産の多い方の財産管理という私的な問題と捉えられがちでした。また、地域生活を支える介護、福祉等の社会サービスを本人意思に基づき適切に利用(契約)する支援は、家族機能の一部として当たり前のことと考えられてきました。

しかし、高齢化が急激に進み世帯構成が大きく変わりつつある現在では、高齢者や障がい者の独居や高齢者のみの世帯、高齢の親と障がい者の世帯など、社会サービスを適切に利用できない状況がないよう、地域で支えることが必要となっています。

権利擁護のニーズは見えにくいいため、支援者がネットワークを構築し、制度利用も視野に入れた支援の在り方を検討していく必要があります。そのため、本市では、高齢、障がい、生活困窮それぞれの担当ごとに相談対応力を強化し、制度利用のしやすさを向上させる取り組みを進めていきます。

施策	内容	年度				
		元	2	3	4	5
①制度利用に向けた相談対応の充実 【重点】	<p>中核機関(※)が毎月定例で開催する支援調整会議(※)等において、専門的な個別相談対応力を強化します。</p> <p>※中核機関、支援調整会議については、P.21~22で解説しています。</p> <p>また、本人の暮らしやすさを支援するため、キーパーソンに協力を求め、家族間や環境の調整を行います。</p> <p>相談の手引きを作成し、研修を実施し、相談窓口の質の平準化を図ります。</p>	➡				
②ケースの把握 【重点】	<p>地域で潜在化している身寄りのない人、意思決定ができない人を福祉関係者と共に把握し、予防的介入を図っていきます。</p>	➡				
③申立者の負担軽減	<p>申立経費を負担することが困難な場合に、成年後見制度申立費用の助成制度により、負担を軽減します。</p>	➡				

④市長申立手続きの円滑化	家族、親族等から支援が得られず、法定後見制度の申立ができない人を対象に、市長申立手続きを中核機関（各担当）が中心となって行います。					
⑤適切な後見人等候補者の推薦	中核機関の支援調整会議により、可児市社会福祉協議会をはじめ、成年後見人等を受任できる関係機関等と連携を図り、適切な後見人等候補者の推薦を行います。					

基本施策2 利用者の意思決定支援や身上監護の側面を重視した運用

成年被後見人等（利用者）及び成年後見人等に対し、利用者の意思決定支援や身上監護を重視した運用を進めます。

施策	内容	年度				
		元	2	3	4	5
①利用者に対する相談体制の充実 【重点】	利用者から、成年後見制度の利用中における制度の運用等に関する相談を受け、適切な助言を行う等、相談体制の充実を図ります。					
②後見人等報酬助成事業の円滑な運用	利用者が成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合、その費用の一部を助成することにより、必要な人が必要なときに制度を利用できるよう支援します。					
③後見人等への支援の充実	成年後見人等へ申立支援や身上監護に関する助言等を行います。					

可児市地域連携ネットワークについて

可児市地域連携ネットワークは、権利擁護センターと広域連携で構成します。権利擁護センターは、権利擁護ネットワーク会議と権利擁護支援調整会議で構成します。

可児市地域連携ネットワーク

①可児市権利擁護ネットワーク会議【協議会】

年 1 回、中核機関や実施機関の運営状況や実績、可児市における権利擁護支援の地域課題・政策を協議します。

②可児市権利擁護支援調整会議【中核機関】

月 1 回の定例会として、個別ケースの受任調整の他、広報啓発の検討、相談窓口の強化、申立支援、後見人支援、担い手の育成等を行います。

③可茂圏域権利擁護支援推進協議会

月 1 回程度、広域連携として可茂圏域の中核機関が集まり、研修会や講演会の開催、受任調整のイメージ共有などを行います。

※広域で連携して岐阜家庭裁判所にオブザーバーとして参加を依頼します。また、関市にも県下初の中核機関の先進自治体としてオブザーバーとして参加を依頼します。

中核機関

設置目的 地域の権利擁護体制の強化するため。

普段からの相談・ケースワークを基に、親族申立・親族後見につなげます。

役割

①権利擁護・成年後見制度利用促進の「司令塔機能」

（全体構想の設計、進捗管理、コーディネート等）

②協議会を運営する「事務局機能」

③権利擁護の支援方針、本人に相応しい成年後見制度利用（※受任調整、候補者推薦等）、モニタリング・バックアップの検討・専門的判断を担保する「進行管理機能」

設置

市単独設置・市直営とし、可児市役所高齢福祉課内に設置します。また広域連携を図り、受任調整のイメージ共有等を行います。

主担当は、高齢福祉課福祉政策係とし、会議の招集等を行います。

実際の運用は以下のとおりとします。

（1）各担当係

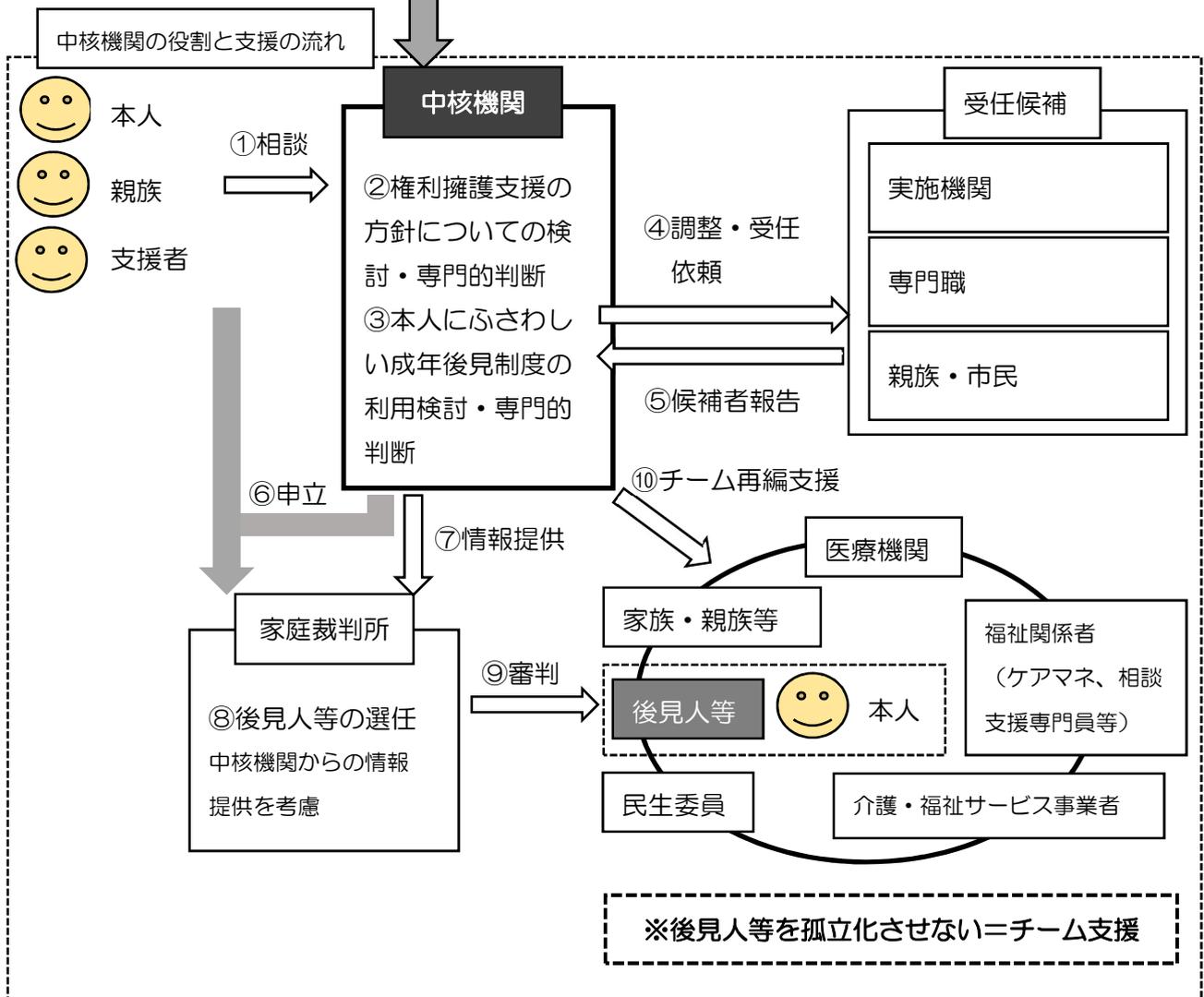
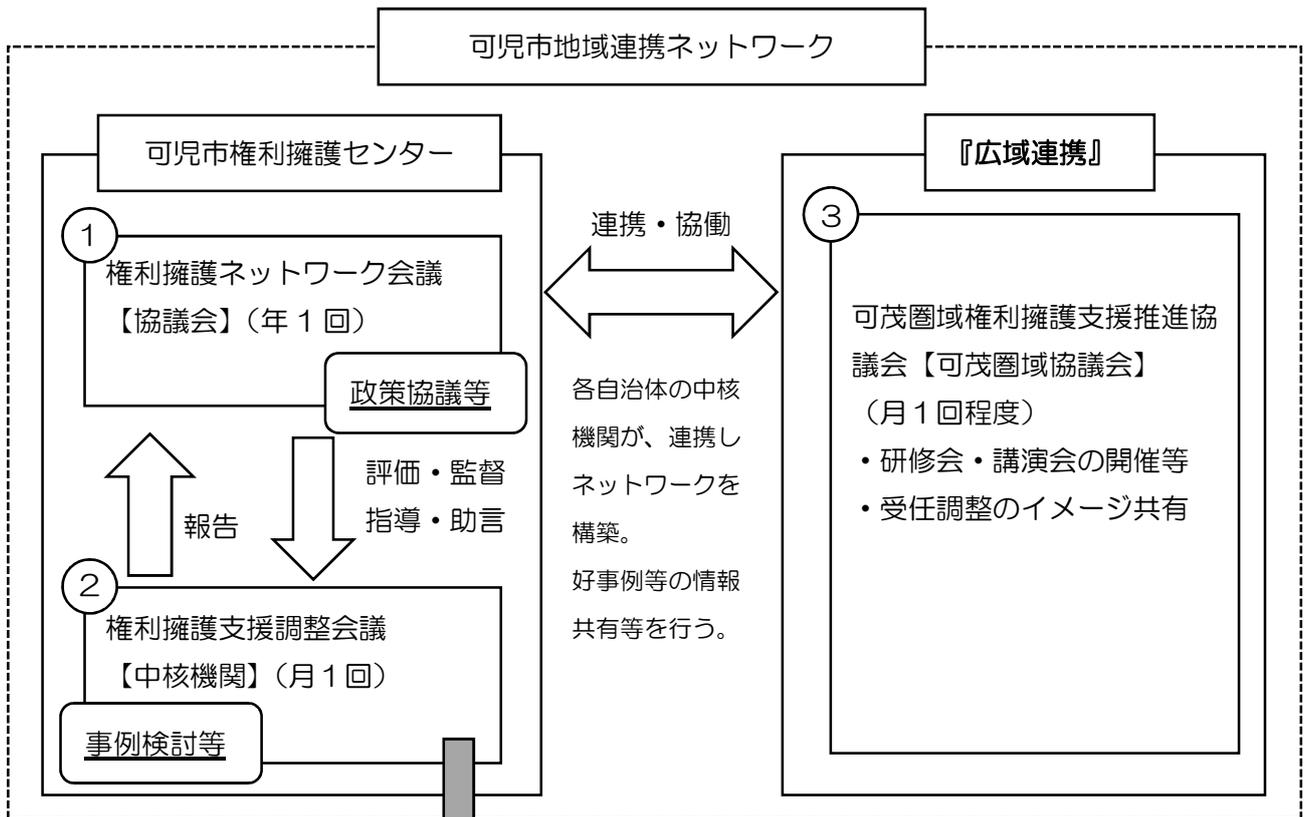
（高齢福祉課高齢者支援係、福祉支援課生活支援係、同課障がい福祉係）

①成年後見制度の広報・啓発、②相談受付、③親族申立の支援、④市長申立事務

（2）支援調整会議（※アドバイザーの助言を要する事項）

①成年後見制度の広報・啓発の企画、②受任者調整、③関係機関との連絡調整、④専門研修の実施、⑤市民後見人の養成等

※当市の中核機関は、ネットワーク型の中核機関であり、個別ケースには各担当係が責任をもって対応する運用とします。



基本方針 2 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり

基本施策 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援のため、本人とその家族、後見人等を取り巻く地域の関係者との連携を図り、地域連携ネットワークを構築します。地域で支え合う仕組みとして、市が中核機関となって主体的に全体を統制していく体制を構築します。

施策	内容	年度				
		元	2	3	4	5
①地域連携ネットワークの構築 【重点】	関係機関との連携及び情報共有を行い、成年後見制度の理解と利用促進を図ります。		→			
②中核機関の運営 【重点】	法律・福祉のアドバイザーの助言を得ながら、中核機関の担う各機能について段階的に機能強化を図っていきます。		→			
③権利擁護支援の「チーム」による対応	成年後見制度の利用前及び利用中において、専門的判断を要する困難事例等に対して、中核機関が必要なチームを編成し、チームとして対応します。		→			

基本施策 2 成年後見等の担い手の確保

今後の成年後見制度の需要に対応していくため、既存の後見人等を活用するとともに、新たな後見人候補者の確保策を検討していきます。

施策	内容	年度				
		元	2	3	4	5
①社会福祉協議会による法人後見事業の促進 【重点】	親族がいない人等に対する可児市社会福祉協議会による法人後見事業を支援します。		→			
②社会貢献型後見人（市民後見人）等の育成等 【重点】	地域での支え合いを促進するため、令和2年度に社会貢献型後見人（市民後見人）等候補者の養成を中核機関及び広域連携で検討し、令和3年度から養成研修の実施に取り組みます。 また、既存の後見人等との連携を含め、後見人等の確保策を適宜検討します。		→			
③親族後見人等への支援	成年後見制度の申立を検討している親族等の相談に対応します。		→			

基本方針3 制度の理解促進と適正な運用

基本施策1 制度の広報・啓発

成年後見制度の理解促進は、市民への広報も大切ですが、それ以上に支援者へ幅広く周知していく必要があります。

施策	内容	年度				
		元	2	3	4	5
①支援者への広報・啓発 (地域連携ネットワーク等を活用) 【重点】	地域連携ネットワークを構成する関係団体等と連携し、研修を実施する等制度理解を促進します。		→			
②市民への広報	市民向け講演会等を定期的を開催するとともに簡単な制度解説のパンフレットを作成し、制度理解を促進します。		→			

基本施策2 制度の適正な運用の促進

中核機関を中心として、地域連携ネットワーク等を活用し、制度理解を促進することで、制度の適正な運用に取り組みます。

施策	内容	年度				
		元	2	3	4	5
①後見人等への支援	後見人等が孤立しないよう、中核機関が主体となってチームでの支援体制を構築します。		→			

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画に基づき設置する「可児市権利擁護ネットワーク会議」を構成する各機関や団体を中心として、相互に緊密な連携と協力を図りながら、本計画に記載している関係事業所や関係者などへの支援や情報提供を行い、本計画で定めた「成年後見制度の利用促進に係る取り組み」を進めます。

また、本計画を推進するための担当課を可児市福祉部高齢福祉課とします。

■可児市権利擁護ネットワーク会議構成団体

可児医師会
可児金融協会
可児警察署
可児市社会福祉協議会
可児市民生児童委員連絡協議会
可児市人権啓発センター
可茂成年後見センター
岐阜県精神保健福祉士協会（アドバイザー）
岐阜県弁護士会（アドバイザー）
ケアネット可児
法テラス可児法律事務所
可児市福祉部
可児市高齢福祉課【担当課】
可児市福祉支援課
可児市子育て支援課
可児市こども課
可児市健康増進課
可児市教育委員会
（可児市役所の部署以外は 50 音順です）

※オブザーバー：岐阜家庭裁判所及び岐阜家庭裁判所御嵩支部

2 計画の取り組み状況の把握

この計画における各取り組み状況については、担当課において取りまとめを行い、可児市権利擁護ネットワーク会議へ適宜報告し、必要に応じて取り組みの見直しを行います。

参考資料

参考資料1 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

目次

第一章 総則（第一条一第十条）

第二章 基本方針（第十一条）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）

第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものと

する。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインタ

ーネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
- 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

参考資料2 成年後見制度利用促進基本計画（ポイント・概要（8枚版概要））

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制
注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

1

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

2

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)
利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
— 制度開始時・開始後における身上保護の充実 —

<別紙2参照>

- 高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。
- 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。
- 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

(2)
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

<別紙3参照>

- 以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築
 - 地域連携ネットワークの基本的仕組み
 - ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
 - ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)
 - 地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。
 - ◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・不正防止効果
 - ◎中核機関の設置・運営形態
 - ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
 - ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
 - ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)
- ※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力

3

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3)
不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
— 安心して利用できる環境整備 —

<別紙4参照>

- 現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、払戻方法等)を検討する。
- 今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。
- 移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。

(4)
制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

- 任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。
- 成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い)
- 市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。

(5)
国、地方公共団体、関係団体等の役割

- 市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等
- 都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等
- 国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など
※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要

(6)
成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な者への支援等の検討

- 医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。

(7)
成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8)
死後事務の範囲等

- 平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

4

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

＜別紙1＞

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

5

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

＜別紙2＞

利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることでできる支援者が必要である。



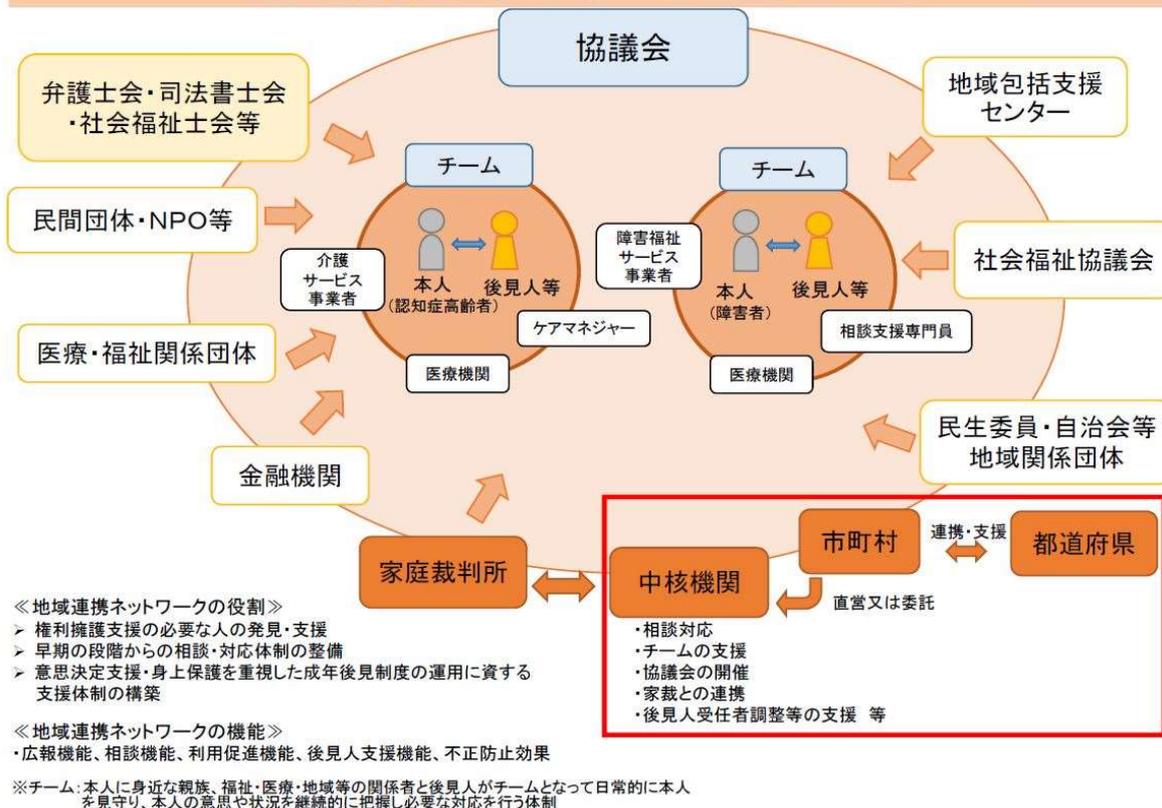
今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

6

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

<別紙4>

委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

・成年被後見人名義の預貯金について

1 口座の分別管理

- ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
- ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)

2 払戻し

- ①小口預金口座
 - ・後見人のみの判断で払戻しが可能
- ②大口預金口座
 - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要

3 自動送金等

- 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
- ②大口預金口座 → ①小口預金口座

参考資料3 可児市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成20年訓令甲第50号）

（目的）

第1条 この訓令は、認知症の高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度の利用を支援することで、要支援者がその有する能力を活用し、自立した生活を営むことができる環境整備に資することを目的とする。

（支援の種類）

第2条 本事業における支援は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭裁判所に対する成年後見制度に係る審判の申立て（以下「申立て」という。）
- (2) 申立てに係る手数料、登記印紙代及び鑑定（診断書の作成）費用（以下「申立てに要する費用」という。）の負担
- (3) 民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）に規定する成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬等に要する費用（以下「報酬等に要する費用」という。）の助成

（申立てに係る対象者等）

第3条 市長は、次の各号に掲げる法的根拠に基づき、申立てを行う。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2

2 前項に規定する申立ての対象となる要支援者（以下「本人」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民票に記載されている者又は介護保険法（平成9年法律123号）第13条に基づく本市の住所地特例対象被保険者その他法令等の規定により本市が支援、保護等を行っている者であって市長が必要と認めたもののうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が申立てを行うことが必要と認めたものとする。ただし、当該者に3親等又は4親等の親族であって申立てをする者の存在が明らかであるときは、この限りでない。

- (1) 配偶者又は2親等内の親族がいない者
- (2) 配偶者又は2親等内の親族がいてもそれらの者と音信不通等の状況にある者
- (3) 配偶者又は2親等内の親族がいてもそれらの者から虐待を受けている事実又は虐待を受ける恐れがある者
- (4) 配偶者又は2親等内の親族がいてもそれらの者が申立てを行うことを拒否している者
- (5) 配偶者又は2親等内の親族の存否調査ができない急迫な事情がある者

（申立ての種類）

第4条 申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (5) 法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判

- (6) 法第 876 条の 4 第 1 項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (7) 法第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助人に代理権を付与する審判
(申立てに要する費用の負担に係る対象者等)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する本人の申立てを行ったときは、その申立てに要する費用の全額を負担する。

- (1) 申立てに要する費用を市が負担しなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）
- (3) 申立てに要する費用を自己負担することで、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）となる者

2 市長は、本人が前項各号に該当していなかったことが明らかとなったときその他申立てに要する費用の負担が不要であったと認められるときは、市が負担した申立てに要する費用について、成年後見人等を通じて、本人の資産から返還を求める。

（報酬等に要する費用の助成に係る対象者等）

第 6 条 市長は、家庭裁判所により成年後見人等を選任された本人（以下「成年被後見人等」という。）で次の各号のいずれかに該当する者に対し、報酬等に要する費用を助成する。

- (1) 報酬等に要する費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 被保護者
- (3) 報酬等に要する費用を自己負担することで、要保護者となる者

2 報酬等に要する費用の助成額は、市長が必要と認める範囲の額とする。

3 市長は、成年被後見人等が第 1 項各号に該当していなかったことが明らかとなったときその他報酬等に要する費用の助成が不要であったと認められるときは、市が助成した報酬等に要する費用について、成年後見人等を通じて、成年被後見人等の資産から返還を求める。

（報酬等に要する費用の助成の申請）

第 7 条 報酬等に要する費用の助成を申請することのできる者は、報酬等に要する費用の助成を受けることができる成年被後見人等又はその成年後見人等（以下これらを「申請者」という。）とする。

2 申請者は、成年後見制度利用支援事業助成申請書（別記様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 要支援者の資産、収入等を証する書類（給与又は年金等の源泉徴収票の写し、不動産登記簿謄本、預貯金の通帳の写し、保険証券等の写し等）
- (3) 成年後見人等の業務に要した必要経費に係る書類
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し

（助成の決定）

第 8 条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、成年後見制度利用支援事業助成決定（却下）通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知する。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書（別記様式第3号）により、当該助成に係る助成金の交付を請求するものとする。

（成年後見人等の報告）

第10条 成年後見人等は、第7条の規定による申請に係る内容等に変化が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、当該助成に係る助成金の全部又は一部の返還を求める。

（事務分担）

第12条 第2条に規定する支援に係る事務は、当該支援を受ける対象者を所管する課において行う。

（可児市成年後見審判申立審査会）

第13条 申立ての適否等を審査するため、可児市成年後見審判申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 福祉部長
- (2) 高齢福祉課長
- (3) 福祉支援課長
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 審査会に会長を置き、福祉部長をもって充てる。

4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

5 会長に事故あるときは、高齢福祉課長がその職務を代理する。

（会議）

第14条 審査会の会議は、関係課長の要請により会長が招集する。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 審査に当たっては、当該審査の対象者、その親族及び主治医その他の専門家の意見を聴くことができる。

（庶務）

第15条 審査会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

参考資料4 社会福祉法人可児市社会福祉協議会法人後見事業実施要綱（平成26年）

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人可児市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が受任する法人後見事業（以下「後見事業」という。）に関し必要な事項を定めることとする。

（事業の目的）

第2条 後見事業は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、市社協が成年後見人、保佐人または補助人（以下「成年後見人等」という。）となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを目的とする。

（事業の内容）

第3条 市社協は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）成年後見人等としての業務（以下「後見業務」という。）

（2）その他前条の趣旨に合致すると認められる業務

（法人後見運営委員会）

第4条 後見業務の実施にあたり、成年被後見人等の権利を擁護するとともに、業務の公正性及び専門性を確保するため、「法人後見運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 市社協は、成年後見人等の受任の適否について運営委員会に諮り、その審査結果を踏まえて市社協会長が決定する。

3 市社協は、後見業務の内容について必要に応じ、運営委員会の意見を聞くことができる。

4 運営委員会の設置に必要な事項は別に定める。

（受任対象者の要件）

第5条 後見事業の対象者は、可児市内に居住する者で、原則として高額な財産の所有が明らかでなく、かつ他に適切な成年後見人等が得られない者で、次の各号のうちどれか一つに該当する者とする。

（1）市長申立てをされた者

（2）日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下した者

（3）その他に市社協及び運営委員会で受任が必要であると判断した者

（後見人等の選任の承認）

第6条 市社協は、市社協会長及び運営委員会で成年後見人等の受任対象者として承認が得られた者で、家庭裁判所が市社協を成年後見人等として選任しようとするときは、特別の事情がない限りこれを承認するものとする。

（財産目録の作成等）

第7条 市社協は、成年後見人等に就任したときは、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、支援計画（財産管理および身上監護）を策定する。

（定期訪問）

第8条 市社協は、前条の規定により作成した計画に基づいて後見事業を行うとともに、適宜に成年被後見人等の居所を訪問し、安否の確認、心身の状態および生活状況の把握に努める。

(財産の保管)

第9条 成年被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として、市社協が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは市社協の事務所に備える耐火性の金庫に保管することができる。

- (1) 現金
- (2) 預貯金通帳(日常的に使用するもの)
- (3) 金融機関届出印
- (4) その他前各号に準ずると市社協が認めるもの

(費用)

第10条 後見業務等に要する費用については、成年被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

(台帳の整備)

第11条 市社協は、後見業務の処理の状況を記録するため、成年被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

(従事職員の指定等)

第12条 市社協は、福祉に関して専門の知識または経験を有する職員の中から、後見事業に従事する職員(以下「従事職員」という。)を指定する。

2 市社協は、従事職員の指示を受けて、成年被後見人等の日常生活支援等従事職員の業務を補助する後見支援員を置くことができる。

(秘密の保持)

第13条 市社協及び従事職員は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保持に十分配慮しなければならない。

(報酬付与の審判の申立て)

第14条 市社協は、後見事業の報酬について、成年被後見人等の資産等の状況に応じて、家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てることができる。

(類型の移行申請)

第15条 市社協は、成年被後見人等について、意思能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、必要な類型への審判を、家庭裁判所に申し立てるものとする。

(辞任)

第16条 市社協は、成年被後見人等が可児市の区域外に転出し、またはその他の特別な事由により後見事業を継続して行うことが困難になったときは、会長および運営委員会の承認を得て、家庭裁判所に成年被後見人等の辞任の申立をすることができる。この場合にお

いて、当該成年被後見人等について必要があると認めるときは、当該成年被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後任の成年後見人等の選任を申し立てるものとする。

(後見業務の終了)

第17条 市社協は、成年被後見人等が次のいずれかの事由に該当する場合は、後見業務を終了するものとする。

(1) 成年被後見人等が死亡したとき

(2) 後見開始の審判が取消されたとき

(3) 市社協が適切な後見業務等の遂行に支障があると判断し、辞任の許可の申立を行い、家庭裁判所により辞任の許可する審判がされたとき

(4) 市社協が本事業を解散したとき又は法人組織を解散したとき

(財産の引き渡し)

第18条 市社協は、後見業務に係る財産の引き渡しについては、民法の規定に従うほか、家庭裁判所の指示に従うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は会長が別に定める。

可児市成年後見制度利用促進基本計画（令和2年(2020年)1月）

発行 可児市

編集 可児市 福祉部 高齢福祉課

〒509-0292

岐阜県可児市広見一丁目1番地

TEL：0574-62-1111（代表） FAX：0574-60-4616